

## 市道路線の新規認定・廃止基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき新たに市道路線（以下「市道」という）を認定し、または廃止しようとする場合における必要な事項を定めるものとする。

### (認定の要件)

第2条 市道は、一般の通行の用に供し、道路網を形成するように認定するものとする。

また、新たに築造する道路を市道として認定する場合は、次の各項に掲げる基準のすべてに該当しなければならない。

2 道路の構造に関しては、次に掲げる基準のすべてに該当しなければならない。

(1) 道路幅員は4m以上であること。

(2) 路肩、路側、側溝、舗装及び街渠等の施設が完備されていること。

(3) 道路の両端が、道路法第3条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、県道及び市町村道（以下「公道」という）に接すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、一方が必ず公道に接しており、かつ新開発ガイドライン（平成22年9月1日施行）の基準に準じた車返しが設置されていること。

(4) 交差箇所及び屈折箇所については、隅切りを有すること。

(5) 市道認定を受ける市有道路沿線の利用者が5戸以上であること。ただし、沿線の集合住宅は1戸とみなすものとする。

(6) 道路の横断勾配については、車道は1.5%から2.0%までの範囲内であること。歩道は1.0%以下であること。

(7) 道路の縦断勾配は9%以下であること。ただし地形等によりやむを得ないと認められるときは、おおむね30mの区間に限り12%以下とすることができます。

(8) 地形の状況により、必要に応じて、道路を保護するための擁壁又は法面を有し、その状態が良好であること。

3 道路の所有権等に関しては、次に掲げる基準のすべてに該当しなければならない。

(1) 道路敷地内に公共施設を除く占有物件がないこと。

(2) 道路の土地を無償で市に寄付できること。

(3) 道路の土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。

(4) 道路の土地と隣接する土地の境界が、境界鉢等により明確に区分されていること。

4 階段、歩道橋、地下歩道、遊歩道、自転車専用道路については、第2項第1号に規定する道路幅員は、2.0m以上とする。

(適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する道路は、前条第2項の基準を適用しない。

- (1) 都市計画法、土地区画整理法等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て築造され本市に帰属される道路
- (2) 公共事業に伴い整備される道路
- (3) 国道または県道等の路線の廃止もしくは変更または区域の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路

2 前条第3項第2号の基準が満たされない場合であっても、次による場合は無償使用貸借により権原の取得を行うことができる。

- (1) 権原が明確であるが、特に登記困難な事情がある場合。
- (2) (1)によるほか、明確な理由により権原の取得が困難であり、特に市長がやむを得ないと認める場合。

(廃止)

第4条 次に掲げる基準のいずれかに該当する場合については、当該市道の全部又は一部を廃止することができます。

- (1) 道路改良工事等によって代替道路が設置され、効用がなくなったもの。
- (2) 路線が重複し効用がなくなったもの。
- (3) 将来の道路改良計画もなく、管理上不適当なもの。
- (4) その他道路としての効用がなくなったもの。

(事前協議)

第5条 市道路線の新規認定を要望するものは、事前に道路管理者と書面でもって協議を行わなければならない。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和47年6月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

但し、施行日までに協議をしている物件については、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年7月20日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年8月10日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年11月16日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年10月14日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年9月3日から施行する。